

# 「A-wood」ロゴマーク使用指針

令和8年2月

青森県農林水産部林政課

## 1 はじめに

「A-wood」とは、青森県で生産し、加工し、使用する All Aomori の木材です。「A-wood」を広めていくことは、地域の豊かさや価値を再発見し、暮らしや環境をより良い方向に変えていくことにつながります。

「A-wood」に携わる事業者や「A-wood」建築物を見る化し、広く PR していくため、ロゴマークを作成しました。

使用には制限がありますので、本指針で定める使用方法やグラフィックマニュアルを遵守してください。

### 【ロゴマーク】

パターン①



パターン②



## 2 デザインコンセプト

青森県を代表するヒバやスギの木のシルエットと「A-wood」の“A”を組み合わせてデザインしました。

このロゴが並んだ時には、まるで森が広がっていくような構造になっており、「川上から川下まで All Aomori の人と技術で森林から街へつなぐ木材」というコンセプトを視覚的に象徴しています。

自然と都市をつなぐ架け橋としての木材の役割、そして持続可能な循環のイメージが、このデザインに込められています。



### 3 ロゴマークを使用できる者

下記（1）から（4）のいずれかに該当する者は、自社の「A-wood」製品ラベルや包装資材、名刺・パンフレット、ウェブサイト等でロゴマークを使用することができます。

- （1）青森県で素材生産を行っている事業者
- （2）県産材を材料として、県内で製材、加工を行っている事業者
- （3）青森県「A-wood」事業者登録制度に基づき登録を受けた「A-wood」事業者
- （4）「A-wood」に関する非営利の情報発信を行う者

### 4 ロゴマークを使用できる施設

「A-wood」による木造化、内装・外装等の木質化を行った施設において、ロゴマークを掲示することができます。（施設の施主、施工者についての制限はありません。）

### 5 データの入手方法

県のホームページで PNG 形式、JPEG 形式のデータを公開していますので、ダウンロードしてお使いください。

## 6 グラフィックマニュアル

Brand color.



|     |     |      |     |
|-----|-----|------|-----|
| C85 | M63 | Y57  | K14 |
| C45 | M67 | Y100 | K4  |
| C86 | M82 | Y53  | K21 |

A-wood



|      |
|------|
| K83  |
| K68  |
| K100 |

A-wood



K100

A-wood

※文字「A-wood」を削除し、「」のみの使用も可能とします。

## 7 その他

本指針に反したロゴマークの使用が確認された場合は、県から改善をお願いする場合があります。

### 【問い合わせ】

青森県農林水産部林政課林産振興グループ

電話：017-734-9517 FAX：017-734-8145

[rinsei@pref.aomori.lg.jp](mailto:rinsei@pref.aomori.lg.jp)